

物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減のための重点支援地方交付金の活用、及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営のため、物価上昇等を踏まえた適切な契約変更や安定的に実施可能な事業者の選定に向けた取組をお願いするものです。

5文科初第1458号
令和5年11月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）

今般、政府の経済対策として、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」が取りまとめられました。

本経済対策は、5本の柱で構成され、その一つを「物価高から国民生活を守る」とし、「地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる『重点支援地方交付金』において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、（中略）事業者には、（中略）医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う」、「国、地方公共団体等による物価調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」ことが示されております。

現在も、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点支援地方交付金」という。）の推奨事業メニューとして、物価高騰による学校給食費等の保護者負担軽減支援等が位置づけられており、学校給食を実施する学校設置者におかれては、重点支援地方交付金を活用した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組や給食事業者等への支援を進めていただいているところですが、引き続き、学校給食及び学校の食堂・寄宿舎等における食事提供（以下「学校における食事提供等」という。）について、重点支援地方交付金を活用して適切に対応いただくようお願いいたします。

また、先般、学校における食事提供等に関する業務の委託を受けていた給食事業者の業務不履行により、特別支援学校及び夜間定時制高等学校における学校給食並びに

高等学校等における食堂・寄宿舎等における食事が提供されない事態が発生しました。学校における食事提供等の業務を民間事業者に委託等する場合には、今後同様の事案により支障が生じることをないよう、各学校設置者において、適切な対応をお願いいたします。なお、この場合には、民間事業者の選定及び契約等の業務に十分な知見を有する学校設置者の職員が責任を持って関与するようにしつつ、とりわけ、下記の点について特に御留意ください。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革 特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. エネルギー・食料品価格等の上昇等を踏まえた適切な契約変更等について

- 学校における食事提供等に係る業務の委託契約について、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合には、学校における安定的・持続的な食事提供等の観点から、契約金額の変更や受託事業者への支援など適切に対処すること。なお、物価水準や賃金水準の変動により、契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行うこと。
- また、一般的に、学校における食事提供等の業務委託契約期間が複数年にわたることから、その間の光熱水費の上昇、最低賃金額の改定等を踏まえた適切な契約金額の変更に対応するため、あらかじめ、いわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）を設け、適切に対処すること。

2. 安定的に実施可能な事業者の選定について

- 学校における食事提供等の業務委託等における事業者の選定に関しては、安定的・持続的な食事提供等の観点から、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど適切に対処すること。
- 特に、公立学校における食事提供等に係る事業者の選定に際して、一般競争入札や指名競争入札の方法により契約を締結する場合には、ダンピング受注（その契約代金の額によっては学校における食事提供等の業務の適正な実施が見込まれない契約の締結をいう。）を防止し、安定的・持続的な食事提供等を確保する観点から、

需給の状況、材料及び人件費（最低賃金についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成すること。また、低入札価格調査制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項）や最低制限価格制度（同令第167条の10第2項）、総合評価落札方式（同令第167条の10の2）を活用するなど、適切に対処すること。

- 事業の安定性等価格以外の要素を考慮した調達方法である総合評価落札方式を導入し、落札者決定基準を定めるときは、例えば、学校給食衛生管理基準等の理解度、調理経験、企業の経営状態、従事者の業務実施体制、報告体制、人材育成・労務管理等の基準を設定するなど、適切に対処すること。

以上

<本件連絡先>

（学校給食について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2095）

（高等学校の食堂・寄宿舎等における食事提供について）

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付

03-5253-4111（内 3705）

（特別支援学校の寄宿舎等における食事提供について）

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課

03-5253-4111（内 3193）

（幼稚園における食事提供について）

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課

03-5253-4111（内 3137）

